

【協議事項】

No.4 所属議員 1 人の会派（無所属議員を含む。）の発言時間について	提出会派
	日本共産党

【提案趣旨】

所属議員 1 人の会派（無所属議員を含む。）の質疑、一般質疑及び一般質問の発言時間を 1 定例会あたり、それぞれ 15 分（年間 105 分）としてはどうか。

また、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて 30 分以内とすることができることとし、このとき、質疑又は一般質問のいずれかしか繰り上げていない場合においては、次定例会で繰り上げていない質疑又は一般質問を行うことができることとする。

【協議事項】

No.13 本会議における議員 1 人当たりの質疑・質問時間の平等化について（会派年間持ち時間制の導入について）	提出会派
	自由民主党

【提案趣旨】

現在の本会議における質疑・質問時間は、会派間の公平性に着目して決められたものと認識しているが、議会基本条例においては、議会の運営について、「議員平等の原則に則り民主的で円滑な運営を推進する」とされている。

よって、次のとおり、本会議における議員 1 人当たりの質疑・質問時間の平等化を図るもの。

【補足】

本提案は、会派の年間持ち時間の算定方法を、議員 1 人当たりの年間持ち時間を基礎とする方法に変更するものであり、本会議における質疑・質問は、従来どおり会派単位で行うものである。

- (1) 議員 1 人当たりの質疑・質問の年間持ち時間を 90 分とし、会派に所属議員数分の時間を年間持ち時間として付与する。
- (2) 各定例会における質疑・質問者数の均等化を図るため、定例会ごとに各会派の発言者数に上限を定める。
- (3) 議員 1 人の 1 回の質疑・質問時間は 30 分を基本とする。ただし、会派の持ち時間の範囲内で、これを 60 分とすることができる。

※代表質疑は従来どおりとする。

【関係規定】

先例 116

質疑者数は、代表質疑を除き、次の区分による。ただし、端数の0.5人については、一般質問の0.5人と合わせ、質疑又は一般質問のいずれかにおいて1人発言することができる。なお、一般質疑においては「2.5人以内」を「3人以内」、「3.5人以内」を「4人以内」、「4.5人以内」を「5人以内」とそれぞれ読み替える。

所属議員4人以下の会派は	1人以内
所属議員5人以上7人以下の会派は	2人以内
所属議員8人以上10人以下の会派は	2.5人以内
所属議員11人以上13人以下の会派は	3人以内
所属議員14人以上16人以下の会派は	3.5人以内
所属議員17人以上19人以下の会派は	4人以内
所属議員20人以上の会派は	4.5人以内

先例 117

質疑（代表質疑を除く。）の発言時間は、答弁を含め1人60分以内とする。ただし、所属議員2人及び3人の会派は1人30分以内、所属議員1人の会派（無所属を含む。）は1人15分以内とする。なお、所属議員1人の会派にあっては、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて30分以内とすることができる。その場合においては、次定例会において質疑及び一般質問をすることはできない。

先例 117-2

所属議員1人の会派（無所属を含む。）は、一の定例会において、質疑（一般質疑を除く。）又は一般質問のいずれかを行うことができる。

先例 118

所属議員4人以上の会派は、1人60分以内の発言時間を2人に分割することができる。この場合において、発言時間は答弁を含め1人30分以内とし、2人の発言は連続して行うものとする。

先例 124

一般質問における発言者数、発言時間及び発言順序決定の方法は、質疑（代表質疑を除く。）の例による。